

令和4年10月1日現在

**【職場環境要件の掲示について】**

見える化要件に基づき、特定加算の取得状況を報告し、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容を下記に掲示致します。

**【処遇改善加算の取得状況】**

介護職員処遇改善加算 I

(介護老人保健施設・短期入所療養介護(予防)・通所リハビリテーション(予防))

介護職員等特定処遇改善加算 I

(介護老人保健施設・短期入所療養介護(予防)・通所リハビリテーション(予防))

介護職員等ベースアップ等支援加算

(介護老人保健施設・短期入所療養介護(予防)・通所リハビリテーション(予防))

**【入職促進に向けた取組】**

法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化を行います。

**【資質の向上やキャリアアップに向けた支援】**

働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等を行います。

**【両立支援・多様な働き方の推進】**

子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備を行います。

有給休暇が取得しやすい環境の整備を行います。

**【生産性向上のための業務改善の取組】**

タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減を行います。